

令和3年第9回ニセコ町議会定例会 第1号

令和3年9月7日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 請願第 1号 通学路への信号機設置に関する請願
(請願者／近藤親交会 会長 久保正人他 2名、紹介議員／榊原龍弥)
- 6 委員会報告第 1号 所管事務調査の結果報告
(総務常任委員会)
- 7 報告第 1号 令和2年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 8 認定第 1号 令和2年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
- 9 議案第 1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
(提案理由の説明)
- 10 議案第 2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 11 議案第 3号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 12 議案第 4号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
(提案理由の説明)
- 13 議案第 5号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 14 議案第 6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 15 議案第 7号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 16 発議第 5号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案
(提出者／ニセコ町議会議員 篠原正男)
- 17 発議第 6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案
(提出者／ニセコ町議会議員 木下裕三)

○出席議員（10名）

1番 篠原正男
3番 高瀬浩樹
5番 斉藤うめ子
7番 小松弘幸
9番 青羽雄士

2番 木下裕三
4番 榊原龍弥
6番 浜本和彦
8番 高木直良
10番 猪狩一郎

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長
副町長
会計管理者
総務課長
防災専門官
企画環境課長
税務課長
町民生活課長
保健福祉課長
農政課長
国営農地再編推進室長
商工観光課長
商工観光課参事
都市建設課長
上下水道課長
総務係長
財政係長
教育長
学校教育課長
町民学習課長
こども未来課長
学校給食センター長
農業委員会事務局長

片山健也
山本契太
加藤紀孝
福村一広
青田康二郎
高瀬達矢
鈴木健
中村正人
桜井幸則
中川博視
石山智
齊藤徹子
高橋葉子
黒瀧敏雄
石山康行
馬淵淳義
島崎貴三
片岡辰三
前原功治
芳賀善範
淵野伸隆
富永匡
佐藤寛樹

○出席事務局職員

事務局 長
書 記

阿部信幸
佐藤秀美

◎開会の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただ今の出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和3年第9回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、篠原正男君、2番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの8日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、芳賀善範君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会事務局長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と株式会社キラットニセコ及び株式会社ニセコリゾート観光協会における令和2年度の町の財政的援助等に係る事務・事業の監査結果報告書、教育委員会より令和2年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・

評価報告書を受理しております。また、東京都西多摩郡瑞穂町、角田統領からニセコ町まちづくり基本条例に「町の義務」という条項を設けることを求める陳情、沖縄県那覇市、「新しい提案」実行委員会他から辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情、沖縄県那覇市、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」から人道的見地から沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することを求める陳情、札幌市、ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会からゆきとどいた教育をすすめるための意見書採択を求める陳情、札幌市、北海道商工団体連合会他から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書採択についての要望書をそれぞれ受理しておりますので報告します。それらの内容はお手元に配付したとおりです。

次に、6月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、よろしくお願ひ申し上げます。それでは、第9回ニセコ町議会定例会にあたって、行政報告をさせていただきます。

令和3年9月7日提出、ニセコ町長。

行政報告書、1枚目をおめくりいただきたいと思ひます。総務課の関係であります、令和3年度普通交付税の算定状況、基準財政需要額、基準財政収入額等、記載のとおりとなっております。交付決定額につきましては20億4,964万8,000円というふうになっておりまして、町にとりまして、地方自治体にとりまして、臨時財政対策債の発行額、これまでずっと伸びておりましたものが徐々に平準化をされ、来年に向かって減らす方向ということで、総務省のほうで発表されております。大変喜ばしいありがたいことであるというふうにて考えております。

次に2として、土地の寄贈の状況であります、記載のとおり4件、3,674㎡の土地につきましてご寄附をいただいているところであります。

2ページ目であります、3として後志町村会の役員会臨時総会、6月30日記載のとおりとなっております。

次、4として後志広域連合の状況、記載のとおりであります。その広域連合の(2)第1回後志広域連合会議を記載のとおり行っております。

その下5として羊蹄山麓町村長会議が行われております。この中で特に大きな議題となったのが、北海道厚生連の専務理事もご出席いただきまして、工事請負額についてのご説明をいただきました。当初28億円から始まりまして、31億円に上がったと。さらに建設費の高騰等で33億円ほどになる

可能性もあるということで、各町村長、報告を受けておりましたが、このたび工事負担額について当時の協定額 33 億円ほどでございますが、この額を 14 町村で割り振った額についてご負担いただきたいということでありました。しかし、総事業費が示されないということがありまして、それでは総事業費を出していただきたいということでありましたが、そのときには総事業費が出されなかったわけでありまして。これはどういうことかということ、国庫補助と道の補助金がついておりますので、当然総事業費からその分を引いて各町村負担ということで我々首長全員理解しておりますので、総事業費を出していただかないと各町村それぞれ町民の皆さんに説明がつかないということをお願いしております。それ以下ワクチンの情報、ワクチンの接種状況について、意見交換をさせていただきました。そのあと 8 月 30 日、また羊蹄山麓町村長会議が行われまして、ワクチンアプリの導入ということでニセコ町で 8 月接種いただいた方については、ワクチンアプリのバーコードと申しますか、そういうのは出しておりますので、それでスマートフォンをお持ちの方はそれで自分の接種記録を取り込めるという仕組みになっておりまして、これを羊蹄山麓町村全部できちっとした、子どもたちが利用できるようなかたちで導入できないかということで、おおむねの合意形成が図られまして、これの推進母体として、名前は仮称であります羊蹄山麓健康づくり推進協議会を設立し、情報共有をしながら子どもたちの健康管理をしっかりとやろうという方向での合意形成がなされております。会長には金蘭越町長が就任するということで、事務局の蘭越で担っていただけるということで、現在取り進めているところであります。なお、この後最後のほうで倶知安厚生病院の支援について、改めて金町長のほうから報告があり、引き続き厚生病院のほうに総額ですとかそういう提示を求めていくということの報告がなされたところであります。

6 以下、国会議員へそれぞれ (1)、それから次のページの (2)、要請活動を行っております。(1) の要請活動につきましては、所有者不明土地、我が町でも昭和 47 年当時の列島改造ブームのときに、たくさんの原野商法と申しますか、そういうことで細かな分筆されたものがありますが、圧倒的に多くは所有者不明状況ということもありまして、これらについて法制度として、当該自治体が正規の手続きですね、公示送達であるとか、法的な手続きをとって、なおかつ不明なもの、それらについては一定の公示期間をもって、当該自治体に所有権を移してほしいということのお願いをこれまで様々なかたちで行っております、その中で今回片山さつき議員がこういうことに興味を持って動いていただいておりますので、お願いをしたところであります。それから 3 ページ目の (2) 長谷川岳前総務副大臣に対してのお願いは、総務省のほうでコロナ後をにらんで、放送局が当該地域に入って特色ある産業ですとか、そういうものを海外に発信するというプログラムがあります。ニセコ町内で放送局が入ってそういった番組をつくるということ、総務省のほうの経費でやっていただけるプログラムができないかということで協議をさせていただいたというような状況であります。

その下 7 としてニセコ町新型インフルエンザ等対策本部会議。これまで 13 回ほど会議を開いておりますが、引き続き蔓延防止、あるいは緊急事態宣言に沿って、職員含めて体制の強化を図っていくという確認を行ったところであります。

以下 8 として第 6 回後志総合振興局減災対策協議会であるとか、その下 9、近藤小学校 6 年生の国語学習支援ということで、青田防災専門官が講義を行っている等記載をしております。

次、4 ページ目ではありますが、中ほど 14 として令和 3 年度（2021 年度）原子力災害対策要員研修会から、次のページの 21 まで泊原子力発電所等、原子力発電所の関係についての安全対策等の会議、研修会等、記載のとおりとなっております。

次、6 ページ目ではありますが、企画環境課の関係であります。1、北海道新幹線及び高速道路について、(1) として北海道新幹線並行在来線対策協議会、第 9 回後志ブロック会議、以下幹事会がそれぞれ行われております。また、その下中ではありますが(2) として「並行在来線（JR 線）の行方」ということで、7 月 30 日、ニセコ町民センターで住民の皆さんと意見交換をさせていただいたところでもあります。これには北海道総合政策部の交通政策局の皆さんにも来ていただきまして、ご説明をいただきながら意見交換をさせていただきました。会場の雰囲気としては、並行在来線で大変重要なので残すべきであるという意見が大勢を占めたように思いますし、また過去の国鉄分割民営化に関して、そのこと自体の是非に関する意見も当然出されております。全国で動いている実態も把握しながら、今後北海道の資料提供を受けながら、また協議を進めていきたいというふうに考えているところでもあります。なお、これまでの会議では私のほうから、バス転換の資料をいろいろつくっていただいておりますが、並行在来線についても具体的なより精緻な数値を出していただきたいというお願いを北海道にしているところでもあります。その下、2 として後志総合開発期成会の要望活動ということで、8 月 5 日、記載のとおり行っております。ニセコ町ではこれまで様々な要望させていただいておりますが、この 2 の後志総合開発期成会の要望活動、それから 7 ページ目の、これは自由民主党に対する要請活動、中身は重複しているところがそれなりにありますが、特にこの中で私のほうから、ニセコ町においては国営農地緊急再編事業ほか現在 33 の事業要望しております。この中で地方創生臨時交付金につきましては、これまで全国的に人口配分で支援がなされてきております。今回国のほうは、経済支援については都道府県に特化をして交付金を出すような仕組みで、町村に対しては本当に大きな額っていうのは全くしていないわけではありますが、これの積算根拠に宿泊規模、あるいは宿泊事業者数、飲食店の事業者数をきちっと入れ込んでほしいと、積算根拠に入れてほしいという要請をしております。人口が少なくてもたくさんの産業構造というのはそれぞれ違っておりまして、農業集落の町村あるいは観光メインの町村、それは産業構造によって全く経済政策の規模も額も仕組みも違うわけでありまして、このことに配意願いたいというお願いをしているところでもあります。それともう 1 点、ゼロカーボンの支援、国を挙げて今ゼロカーボンを進めておりますので、これについての支援強化をお願いしているところでもあります。

それから 3 のほうの自由民主党に関するものにつきましては、特に干ばつ被害につきまして配慮をいただきたいという要請を行っております。

それから、その下 4 として令和 3 年度第 2 回後志地域づくり連携会議、8 月 18 日に行っております。この中でも後志地域の将来をどうしていくかということで、開発局、北海道後志総合振興局等ですばらしい計画をつくっていただいておりますが、後志としても気候変動対策、それからゼロカーボンに対して書き込むべきでないかということでいろいろお願いをしたところでもあります。

以下 5 として首長関係の会議を行っておりますが、(2) のデジタルトランスフォーメーション分科会、この DX っていうことを盛んに現在新聞等に出されておりました、総務省でも DX というも

のに対する様々な文書等、各自治体に流しているところであります。かなり大規模なデジタル化というものが今進んでいるわけでありまして、2022年度を目指して主に住民がマイナンバーカードを用いて申請するような手続、これが31手続ありまして、子育てで15手続、介護で11手続、被災者支援や罹災証明書、あるいは自動車の保有関係では4つの手続、合計31の手続を現在想定しております。これを全てオンラインで進めると。あるいは窓口でそれぞれ動くようなことは一切しないで、スマートフォンで全部行えるような、そういったようなイメージであります。これが2022年末ということでもありますので、相当タイムスケジュールとしてハードということでもあります。これから各自治体がそれぞれこれに対する計画をつくり、あるいは人員配置を行って進めるというのが国の大きな方針であります。この中で特に自治体のAI、RPAの利用促進ということをやっております。このRPAというものはロボテックプロセスオートメーションというものでありまして、人間のかわりにルーチンワークってよく言いますが、機械的なもの、あるいは集計など毎回するようなもの、そういったものは全て自動化ツール、言ってみればロボット化をするということでもあります。繰り返し行うルーティン、あるいは自動化やコンピューターを使ってやるほうが効率的なものは、全てそういうふう置き換えるということでもありますので、相当量のいろんなことが変わっていくのではないかとこのように考えております。先般開催されました首長連携交流会の分科会の中でも、総務省のほうに私のほうでお願いしておりますのは、我々も今50ぐらいの自治体で北海道の電算の協議会をつくって、共通のもの、例えば住民票であるとかそういうものは皆さんで出合って、できるだけ安く効率的にということ、協議会で仕様書をつくって進めております。全国でこういうところもたくさんありまして、国が様式を統一することによって、また二重三重の投資や経費がかかることがないように、その辺十分早めに情報提供いただきたいということを総務省のほうにはお願いをしているところであります。

次のページであります。8ページ、7として令和3年度ニセコ周辺地域産業活性化協議会の総会ということでもあります。これは書面会議になりました。地域未来投資促進法という法律がこの平成29年6月に施行され、それに伴って羊蹄山麓地域で、例えば企業誘致をするといろんな優遇策があります。税の減免でありますとか、国の一定での助成がありまして、主にもものづくり、工業、あるいは倉庫業なども対象になりますが、これらの地域がこの羊蹄山麓にきた場合の優遇的な措置を設けるためには、この協議会があって、計画もきちっとあるというような条件でありますので当時つくらせてもらいましたが、今回法律の終了に伴いまして解散をするということで、喜茂別の内村町長が会長でありますので提案があり、同意をしたところであります。

次に8、令和3年度デマンド交通の運行状況、それから9としてふるさとづくり寄付、ふるさと住民票の状況、記載のとおりとなっております。9ページ目をおめぐりいただきまして、ふるさと住民の登録者数、現在101人となっております。

その下、10として国際交流事業の実施状況、記載のとおりとなっております。

次10ページ目であります。11として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況であります。令和2年度3,200万円分が繰越しております。令和3年度事業分として通常分で7,700万、事業者支援分として700万ほど記載のとおりしております。現在予算化をしていて、今

後予算充当可能な分、今後予算化をさせていただく分が 1,320 万 8,000 円ということになっております。現在の知事会、市長会等も含めて、町村会も加わっておりますが、次の交付金の増額について国に対して要請を行っているという状況でございます。

その下 12 としてニセコ中央倉庫群の指定管理状況、記載のとおりとなっております。

13 として旧でん粉工場内の木製遊具の愛称が決まったということで、記載のとおりでございます。

その下 14 としてお試し・地域おこし協力隊の実施状況を記載のとおりとなっております。

次、11 ページ目をおめくりいただきまして、15 として S D G s に係る取組状況、記載のとおりとなっております。中学校では S D G s 講話やカードゲームの実施なども行っているところでありませ

す。その下の中ほど 16 としてニセコ町森林ビジョンの策定ということで、8 月 31 日策定しておりますが、町内の長期的な森林の将来像を見据えて、森林の持つ公益的機能や多面的価値、「ニセコ町らしい森林づくり」のあり方、こういったものを含めて、森林の目指すべき姿や方向性のテーマを「ニセコ共生循環の森林づくり」としているところがございます。今後ゼロカーボンを目指すにあたって、この森づくりをいかに進めるかっていうのは大変重要な課題でありますので、このことにも重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

その下、17 としてオンライン移住イベントの出展ということで、それぞれ記載のとおり開催し、参加をしているところであります。

次 12 ページ目をおめくりいただきまして、1 番上段の 19、ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会、4 月 27 日開催されております。

その下 20 として地熱調査井掘削の基地見学会ということで行われておりますが、この秋ぐらいに大体その有望性というのが明らかになるのではないかとということで説明を受けております。現在この場所自体は蘭越町の湯元温泉から五色温泉に向かって、ちょうど五色温泉へ上っていく岩内に行くところの交差 T 字路がありますが、その中間ぐらいの右折した地点で掘削行為が現在行われているということでもあります。

その下 21 として気候変動適応北海道広域協議会、ウェブ会議であります。ニセコ町も参加をさせていただいて進めているという状況であります。

その下 22、第 35 回ニセコ町環境審議会、9 月 2 日に開催されております。

その下 23、コミュニティ F M の状況ということで、(1) 新防災ラジオの配布状況、記載のとおりであります。更新率がまだ 59% ということでありますので、今後引き続き P R に努めていきたいというふうに考えております。

次に 13 ページ目をおめくりいただきまして、24、こんにちは・おぼんです町長室の開催状況でありますとか、行政視察の受入れ状況等、記載のとおりとなっております。

13 ページ後段の 27、光ケーブル I R U 設備の譲渡ということで、令和 3 年 6 月 30 日付で平成 22 年度実施の第 2 期工事分の光ケーブル全線を N T T 東日本へ譲渡完了しております。これによりまして、ニセコ町内全ての光ファイバーケーブルにおきましては、町有であったものは全部 N T T 東日本に譲渡されたということになります。今後これまで町が持っている申請につきましては、なか

なか民間がそこに参入することができませんでしたが、これからは全て市場原理で民間に開放されるということを、NTTの回線通じて行われるということでもありますので、なかなか光が足りないとか、そういうことの障害というのは起こらないのではないかとこのように考えております。

次 14 ページ目、税務課の関係であります。コロナ禍にあってなかなか税収自体、大変な状況であります。それぞれ記載のとおり徴収を進めているところであります。

以下 2 として 4 月 10 日に町税等収納対策推進会議が開催されております。

次、14 ページ後段、町民生活課の関係であります。1 として町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

次、15 ページ目、2 としてマイナンバーカードの交付状況。

それから 3 として一般廃棄物の処理状況、記載のとおりとなっております。

15 ページ目後段のほうであります。4 として交通安全の推進状況を記載のとおりとなっております。

次、16 ページ目中ほどから保健福祉課の関係であります。ニセコハイツあるいはきらりの入所状況を記載のとおりとなっております。

2 として新型コロナウイルスワクチンの接種状況、これは 8 月末の状況であります。5 月 13 日から 7 月 31 日まで延べ 22 日間、ニセコ医院さんの大変なご協力で接種を行っていた分につきましては、対象者 1,376 人ということですが、1 回目接種が 1,230 人、2 回目接種が 1,205 人ということになっております。それから (2) として 16 歳から 64 歳の接種状況であります。8 月 4 日から 7 日、それから 8 月 25 から 28 日に実施しております。対象者 2,900 人、1 回目接種が 2,085 人、2 回目接種が 1,980 人ということになっております。この 2 回目接種と 1 回目接種の違いであります。それぞれの事情で別な町だったり、あるいは事業所で行った数値は後からニセコ町に報告が入ってきますので、その時間差で 8 月末現在の集計には入っていないもあります。大体 1 回目と 2 回目の接種は現場に聞いたところ、ほぼ 1 回目接種した方は 2 回目も接種されているようだという事になります。今後 12 歳以上の希望者の接種を 1 回目 9 月 18 日、2 回目 10 月 9 日ということで行うことにしております。また、先程申しました羊蹄山麓の健康づくり推進協議会で、ワクチンアプリやワクチン接種の状況も各担当課長に幹事として集まっていたいで進めることにしております。これまでニセコ町で行ってきた 10 月 9 日の接種が終わった後、なおやっぱり接種やりたいですとか、何らかの事情で接種できなかった方につきましては、最寄りの診療所なり病院を決めて、そこに行ってください、皆さんが接種できる環境をつくるということで、羊蹄山麓としてその具体的な作業を現在進めているということになります。ニセコ町としてもできるだけ早くこの病院に行ってくださいというかたちで、安心できる体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

次、17 ページ目であります。3 として各種健康診査の実施状況、乳児健診、育児セミナーから始まって、ずっと 18 ページまで記載のとおりとなっております。

18 ページ目後段であります。4 としてエキノコックス駆除作業を記載のとおり、住民の皆さんの大変なボランティアのご努力が進められているところであります。

次、19 ページ目であります。5 として令和 3 年度地域包括支援センターの運営状況、総合相談業務から救急情報キットまで記載のとおりとなっております。

次に 20 ページ目であります。農政課の関係であります。1 として町内の主要農作物の生育状況であります。総じて 8 月 15 日の農業改良普及センターの調査では大体平年並みということですが、今後、馬鈴薯等収穫に応じて、干ばつ等の被害の実態というのが見えてくるのではないかとこのように考えております。

以下の経営所得安定対策に係る現地調査でありますとか、各学校での様々な農業体験、あるいは町営牧場運営状況等記載のとおりとなっております。

次に 21 ページ目をお開きいただきたいと思っております。上段 6 としてニセコ町家畜共進会実行委員会の開催ということで、7 月 9 日、今年度につきましてはコロナ禍の状況等を踏まえて中止という結論となっております。

その下 7 として有害鳥獣駆除業務であります。記載のとおり令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の期間ということになっておりますが、令和 3 年 7 月 31 日時点の数を実績等で記載しております。鹿 26 頭、アライグマ 129 頭、カラス 30 羽というような状況であります。今後とも猟友会の協力を得ながら鳥獣被害対策を進めていきたいと考えております。なお、この鳥獣被害につきましては、北海道並びに特に農林水産省で北海道にアライグマの被害があるという情報をあまり承知していないということ、先日農林省サイドの話として聞きましたので、今後こういったアライグマの実態がもう大変な状況になっているということも、情報発信を国にしていきたいというふうに考えております。

その下 8 として明暗渠掘削特別対策事業、あるいは 9 として農業用水路等補修事業実施状況、記載のとおりとなっております。

次に 22 ページ目であります。上段の国営農地再編推進室の状況。コロナ禍で各団体の行事や集まるとの会議がなかなかできないという状況で、終わったものだけ記載しております。

その下商工観光課の関係であります。1 としてニセコ観光圏の協議会、マネジャー会議等記載のとおりとなっております。

それからその下 2 としてニセコ山系観光連絡協議会の活動、クリーン作戦等記載のとおりであります。

以下後段 3 として株式会社キラットニセコの取締役会の開催、次ページには 4 として株主総会の関係を書いてございます。

それから、5 として株式会社ニセコリゾート観光協会の株主総会が 6 月 3 日に開催されております。

その下 6 として令和 3 年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、記載のとおりとなっております。

7 として羊蹄地域消費生活相談窓口の運営状況も記載のとおりでございます。以下、各自転車やスキープロモーションとの会議が書面会議含めて 24 ページまで書かれております。

11 として令和 3 年度国民保養温泉地協議会の総会ということで書いてありますが、現在の会長不在の状態でありまして、私が会長の職務代理ということで副会長が当面就任するということで、来

年まで進めるということになってございます。

その下飛んでいただきまして、13として新型コロナウイルス感染対策に伴う経済対策進捗状況ということで記載しておりますが、(1)観光施設持続化支援給付金事業、これはゴルフ場あるいは温泉、維持費がかかるものを継続してつなげていきたいということで、おおむね昨年は20%相当につきまして支援をさせていただきましたが、今年度は10%ということで記載のとおり支援を完了しております。給付実績は938万5,000円となっております。

次に25ページ目を開いていただきまして(2)商品券発行事業ということであります。これにつきましては予算等でご説明させていただいており、現在の10月1日からの実施を予定しているということで商工会から連絡を受けてございます。それから(3)のプレミアム付商品券の発行事業、これは観光客対象ということでありますが、これも9月末から1月30日予定ということで、ニセリゾート観光協会において進められているところであります。

その下14として熊の目撃情報による観光施設の閉鎖・注意喚起ということで、一部記載のとおり登山道の閉鎖、あるいは北海道からそういった専門家チームのご支援を得て、カメラ5台を設置をして2週間監視をすとか、現在もイワオヌプリのほうに設置をしていただいて監視をすとか、そういった専門家のほうのご指導をいただきながら、倶知安町などと連携をして現在進めているというようなことでもあります。ただ、ニセコ野営場につきましては基本的に閉鎖をするということで現在取り進めていくという状況でございます。

次、26ページ目の都市建設課の関係であります。1としてニセコ町町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、記載のとおり6月19日、8月19日それぞれ開催をされております。

それから2として国土利用計画法に基づく土地取引の状況につきまして、記載のとおりとなっております。

その下3として景観条例に基づく協議状況につきまして、6月から8月まで開発事業5件、屋外広告物1件が協議なされているという状況です。

26ページ目後段であります。上下水道課の関係であります。1、7月10日に市街地配水管の破損事故についてということでありまして、これにつきましては経費的には原因者負担ということで、記載のとおり処理をさせていただいたところでございます。

次に17ページ目であります。2として宮田地区小花井の配水管漏水事故についてということで、記載のとおりとなっております。

以下教育委員会の各種工事の執行状況、別表にあります。

その下、農業委員会であります。北海道農業会議の開催につきまして記載のとおりとなっております。

次に消防組合ニセコ支所の関係であります。1、消防団幹部会議以降、記載のとおりとなっております。

2としては現在あそぶつく前の防火水そう更新工事を6月21日から11月30日ということで進めております。それぞれ場所が使えないということでご不便をおかけしておりますが、安全対策の強化ということでご理解を賜ればありがたいというふうに思っております。

次 28 ページ目、3 としてニセコ町少年消防クラブ学習会から様々な消防の皆さんの分団訓練等を記載のとおりとなっております。

7 以降、災害出動、山岳救助出動、火災出動、警戒出動等 30 ページまで記載のとおりとなっております。

それから 30 ページ後段であります、ニセコ救急の出動先別出動の状況について記載をしております。

31 ページ目以降、委託・工事の進捗状況をそれぞれ記載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

以上で行政報告について報告させていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 続きまして、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは第 9 回ニセコ町議会定例会におきまして、教育行政報告をさせていただきます。お手元のほうに資料ございますので、それに沿ってご説明をさせていただきます。

まず 1 番目として教育委員会の活動についてでございます。(1) 教育委員会議につきましては、第 6 回定例会、記載のとおり実施されております。そこに報告事項が記載されてございますが、特にニセコ町立北海道ニセコ高等学校の海外見学旅行の事前協議書というのは、1 年前に協議で提出してということになってございますが、例年どおり来年 4 年度の分を事前協議ということで提出してございます。今年度につきましても、海外旅行につきましてはコロナの関係で実施できないで国内でという対応を考えているところでございます。

続きまして (2) 教育委員会活動状況の点検評価につきましてでございます。8 月 20 日に外部評価委員会が開催されまして、評価をいただいたところでございます。それにつきましては、先程報告の中にもありましたけれども、令和 2 年度のニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書を議会のほうに提出してございます。これにつきましては報告書を後程読んでいただければと思うんですけれども、1 番最後のページに点検評価の総括表がございまして、令和 2 年度につきましてはコロナの関係でなかなか実施できなかったというものがよくございまして、結果として評価は例年に比べてちょっと低い状況になってございます。

(3) 後志管内市町村教育委員会教育長会議でございますけれども、これは後志教育局主催のリモートによる会議でございます。コロナ感染防止に対する内容が主なものでございますが、管理職人材育成についても局長、次長等から各学校委員会での取組についてお願いしたいということがございました。

それから、引き続きまして (4) 後志町村教育委員会協議会教育長部会がリモートで開催され、管内の教育長が 7 月で 3 名ほど変わったということで、役員体制の変更等を含めて、教育長部会の専門委員会の各報告等がございました。それから研修会としまして、8 月 18 日に岩内町の岩内地方文化センターで研修会が開催されまして、各ブロックから日頃の研修の成果について報告がありました。また、神恵内村長、高橋昌幸様からご講話をいただいたところでございます。

続きまして 2 ページ、(5) 全道市町村教育委員会教育長会議につきましては、道教委主催で緊急にズームによるリモート会議ということで、緊急事態宣言を受けての全道の教育長が招集された会

議でございます。そこでの指示事項を受け、8月30日には町内の臨時校長会などを開催して、内容の周知に努めたところでございます。

続きまして、2番、学校教育の推進ということで、まずは8月の夏休みが明け、児童生徒は元気に登校して、各学校順調な滑り出しであったところでございますが、緊急事態宣言がその後出されたということで、一層の感染防止の徹底と、いうことを各校にお願いしているところでございます。各学校におきましても蔓延防止、あるいは緊急事態宣言等を受け、行事等の精選や延期・中止というものがなされております。特に②の旅行行事につきましては、それぞれ見学旅行等の5月、6月実施のものは既に秋のほうに延期という状況になっております。昨年度のように全て中止ということではなくて、できるだけ感染防止に努める中で行事を縮小したり、感染防止対策を徹底するなどして実施をするという方向でそこに書いてございます。ニセコ小学校5年生の宿泊研修につきましては日帰りで実施しているというところでございます。近藤小学校におきましては、蘭越町のほうで宿泊を兼ねて実施しているというところでございます。また、運動会や陸上競技大会につきましても、記載のとおりほぼ午前中での内容を精選して、午前中で実施しているというところでございます。また、④として中学校でも中体連等各種大会が開催されておきまして、感染防止に努める中で記載のとおり結果となっております。3ページのほうにも結果が出ているところでございます。中ほど通信陸上につきましては男子4名出場で、藤原君が3,000メートルで1位ということで全道大会に出場したところでございます。それから卓球大会等につきましても出ております。それから交流体験学習等ということで田植体験。ALTの採用は3年目のロバート・レパルティンの再任が決まっているところでございます。

続きまして4ページの(2)会議研修会についてですけれども、校長会議についてはそこに記載の6月21日、7月20日、8月19日、それから先程お話ししましたけれども8月30日に臨時会を開催して、学校経営あるいはコロナ感染等について教育委員会から所管事項等について説明しているところでございます。また、教頭会議につきましてもその日程で開催されているところでございます。③から⑤につきましては、教育支援に関わる会議がそれぞれそこに書かれた出席者が出席をしているところでございます。それから、⑥令和3年度、第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会では、来年度、令和4年度は全道的にも管内的にも若干この年だけ増えて、それ以降はまたずっと減っていく状況なんですけれども、管内的には852人増える状況ですけれども、令和4年度については余市紅志や岩内での1間口減、それから令和5年度には小樽潮陵の1間口件というようなことが提案されておりました。また、蘭越高校につきましても募集定員の関係で再編整備については保留しているというところで経過していることが報告されています。それから⑦近藤小学校につきましては、校舎増築に関わりまして2度にわたって説明に行っております。それぞれ地域住民の方の賛同を得ながら工事を進めているところでございます。

続きまして5ページのほうでございます。(3)後志教育局義務教育指導監訪問、これは校長先生・管理職を基本に学校経営についての指導をいただくということで、7月13、15日にそれぞれ小・中学校のほうに指導監の訪問をいただいているところでございます。

それから、(4)教科書閲覧につきましては記載のとおり開催されてございます。

(5) 児童生徒の状況でございますけれども、8月1日現在におきましては転入等で7月に比べると3名ほど増えている状況でございます。②はそこに記載のとおり、特別支援教育を必要とする児童生徒と指導態勢としての担当教員の配置4名ということで継続してございます。

(6) 学校保健関係ですけれども、①としてそのような出席停止該当の症例が報告されてございます。②教職員の定期健康診断が8月4日、記載のとおり開催されてございます。

(7) 学校安全につきましては7月16日に「子ども110番の家」防犯模擬訓練としまして、ニセコ小学校と近藤小学校の5年生を対象に、ニセコ小学校の体育館で実施をしております。倶知安警察署、ニセコ駐在所の方にもご指導いただいて、子どもたちに不審者対策について実地でのお話をしたところでございます。それから信号機設置についての要望活動ということで、これは近藤小学校前の横断歩道について、私と学校教育課長2人で倶知安警察署に出向きまして、現状の説明と要請手順の確認について今後ともご指導よろしくお願ひしたいということでお願ひをしたところでございます。

(8) 子ども議会が8月2日、実際に開催されております。今年度につきましては小学生4名、高校生1名の5名ということで、議会形式というよりは懇談会形式による質問及び答弁、公表というようなことで、町長、副町長、教育長が対応したところでございます。質問につきましてはそこに書いてございますが、学校設備、それから公共施設、学校課題、次のページですけれども子どもたちのほうからも近藤小学校前の信号機設置等の質問等がございました。子どもたちの非常にきちっと状況を踏まえた、また子どもたちの目線でのいろいろな質問等がありまして、できるだけ我々としても対応していきたいということで進めているところでございます。

(9) 「ニセコスタイルの教育」施策の実施状況ということでございますけれども、コミュニティスクールに関しましては6月30日に委員会を開催してございます。特に国のほうで言っている生きる力というようなことで「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をベースとした部会を開催してございます。これまではそこに「地域とともにある学校」という4つの部会でしたけれども、基本的には今年は「地域で学ぶ」をコンセプトに活動を実施するというので、その「地域とともにある学校」については、その3つの部会の中に含めるというようなかたちで内容を充実していくということで現在進めているところでございます。それから、②一貫教育関係につきましてはニセコスタイルの教育推進委員会を6月2日に開催しているところでございます。ここでは次のところにも書いてございますが、学校ICT部会という新たな部会を新設してございます。それを受けて6月29日に学校ICT部会、7月16日にふるさと学部会が開催されているところでございます。今年度は具体的にそれぞれ活動した内容を確認しながら、何ができたか何ができなかったかということを整理しながら進めていくということで取り組んでいるところでございます。

(10) ニセコ高等学校関係として、ニセコ中学校との連携授業を6月21日、枝豆の定植作業をニセコ高校にニセコ中学生が行って指導を受けているというところでございます。次の8ページにつきましては、②生徒募集に向けた活動ということで、今年度は昨年度以上に精力的に中学校訪問を実施していただいているところでございます。そこに記載のとおり中学校訪問（管内）、小樽市内、それから札幌市内と分けて、昨年度に比べて相当数参加をいただいているところでございます。

それから学校説明会、これは高校の説明ということなんですけれど、要請を受けた中学校に出向いて説明をしているところでございます。また、8月21日の土曜日には1日体験入学ということで、事前に希望調査で募ったところ当初29名参加希望があったところなんですけれども、緊急事態宣言等の動きもありまして、石狩管内からの希望者については今回ご遠慮させていただくというなかたちで、感染防止に向けてちょっとブレーキをかけたところでございます。来校者としては町内外中学生22名、後志管内14名、町内1名ですね。それと他の道内7人の参加がございました。ニセコ中学校向けには9月を今予定していたんですけれども、こういう緊急事態宣言延長等もあるので、ニセコ中学校向けも札幌圏も含めて10月で統一して実施を予定しているというふうに現在聞いているところでございます。③各種大会参加状況ですけれども、ニセコ高校につきましては定体連というところに参加をしているところでございます。卓球につきましてはそこに書いてありますように、男女それぞれ全国大会出場権を得ております。バスケットボールにつきましても女子が全国大会出場権を得ていたというところでございます。柔道につきましても全国大会が9月の予定ということでございますけれども、現在大会そのものの中止というようなことの情報がこの緊急事態宣言等を受けて入っているところでございます。また、例年農業クラブの発表と意見発表会を熱心に進めていただいているところなんですけれども、そこにありますようなかたちで全国大会への出場の機会を得ているという状況でございます。④ニセコ高校振興の検討ということで、まちづくり町民講座の中ではニセコ高校の振興を考えると題しまして、寄宿舎について町民講座を開催してございます。このときは北海道大学の大学院生の協力を得て、実際に寮についてご意見をいただき、町民の皆様からのご意見をいただいたところでございます。

10 ページ、(12) 学校給食センター関係ということで、そこに記載のようなかたちで給食費免除の実施状況等についてまとめてございます。

続きまして11 ページでございます。3として子育て支援、幼児教育・保育の推進ということにつきましては、(1) のような会議に参加をしてございます。それから幼児センターのほうも、コロナの状況を見ながらま組ではイワオヌプリ登山を実施しているところでございます。あと園児の健康安全ということでは虫歯予防教室ですとか、フッ化物洗口について実施をしているところでございます。③保育行政指導監査及び保育所等指導監査を7月28日に受けて、結果としては保育行政への指導事項はなしと。ただ、保育所運営へ苦情等受付先を掲示板等で常に周知するよう助言指導がありました。続きまして12 ページのほうですけれども、④入園児童の状況につきましては記載のとおりでございます。⑤預かり保育の状況も記載のとおりでございます。

それから(3) 子育て支援関係、①子育て支援センター利用状況につきましては、前年同期に比べると今年度は増加しているという状況でございます。続きまして13 ページでございます。②一時保育の状況につきましても前年度に比べて増加している状況でございます。③休日保育の状況につきましては表のとおりでございます。④子育て講座等事業実施の状況につきましては、そこに記載のとおりそのような事業を実施してございます。

14 ページです。(4) ニセコこども館について。登録は今年度80名定員というところでございまして、9月1日の状況で記載のとおり結果となっております。

続きまして 15 ページですけれども、4 社会教育・社会体育の推進ということで、まず (1) 社会教育活動につきましては、①社会教育委員会議を 6 月 24 日、年度当初ということで令和 3 年度、ニセコ町社会教育計画、それから年間計画等について審議をしてございます。②放課後子ども教室につきましては、そこに書いているようにそれぞれ曜日等で、町民センターはニセコ小学校を対象としております。近藤小学校では近藤小学校の児童を対象としてございます。③少年体験事業としてそこに記載のとおりそれぞれ活動しているところでございますが、やはり校外活動や子どもたちが集まるということで、コロナ感染防止対策に万全を尽くす中で、サイクリング、これ羊蹄山麓周辺を一周するという 5、6 年生にとってはハードな体験で、実施終了後は疲れたけれども充実していたというような感想が出ております。同じく 4 月 31 日は羊蹄山登山ということで 5、6 年生 17 名が参加して、頂上でのすばらしい景色を見て大変よかったというような感想なども聞いてございます。あとそこに鉄道遺産群見学ですとか、次の 16 ページには夏休みの小さな学校などの体験事業に参加しているというところでございます。④少年交流事業につきましては少年の翼セミナーは鹿児島 の薩摩川内市との交流なんですけれども、昨年中止で今年も中止という状況だったんですけれども、何とか代替で実施できないかということで、感染ということもあるので宿泊が非常に厳しく、会食等も厳しいということで、日帰りの「ニセコの魅力発見～町内バスツアー」を実施したところでございます。⑤寿大学につきましてはコロナ感染等もありまして、現在は中止をしているところでございます。

(2) 文化・図書活動として有島記念館の事業等につきましては、そこに記載のとおりでございます。現在開催中のものもでございます。②ジャズピアノコンサートは昨年度も実施しているというところで、コロナ感染に十分注意しての開催というところでございます。続きまして 17 ページです。④学習交流センター「あそぶっく」の状況ということで、そこに記載のとおりとなっております。⑤あそぶっくの活動状況、4 月から 7 月について記載しているところでございます。幅広くいろいろなところで学校関係も大変お世話になっているところでございます。続きまして 18 ページ、⑥文化財の保護ということで、埋蔵文化財包蔵地工事立会及び所在調査ということで、そこに立ち会ってございます。

(3) 社会体育・スポーツ活動についてでございます。町民ラジオ体操につきましてはちびっこ広場でその期日、開催してございました。最終日の 8 月 6 日には郵便局様それからニセコ町ライオンズクラブ様より参加賞等のご寄贈をいただき、子どもたちも大変喜んでいたところでございます。改めてお礼を申し上げたいと思います。

(4) 新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う施設の運営状況ということで、そこに記載のとおりでございますけれども、蔓延防止から緊急事態宣言に移るといようなかたちで、それぞれに一部制限を加えるなどして実施しているところです。特にその最後の有島記念館につきましては、緊急事態宣言に入りましてからは臨時休館ということで、どうしても来館者の主体が札幌圏からの旅行者といようなことで、感染のリスクが高いということでそういう状況になってございます。19 ページでございます。②社会体育施設につきましてはそこに書いてあるように、それぞれ一部利用制限をして実施、利用できるような状況でございます。水泳プールにつきましてはこの 9 月 10 日

で今年度の利用を終了する予定でございます。

以上、教育行政報告につきまして報告させていただきます。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

この際、議事の都合により 11 時 25 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 23 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 5 請願第 1 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 5、請願第 1 号 通学路への信号機設置に関する請願の件は、会議規則第 91 条の規定に基づき、総務常任委員会に付託します。

◎日程第 6 委員会報告第 1 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 6、委員会報告第 1 号 所管事務調査の結果について報告を行います。

総務常任委員長、篠原正男君。

○総務常任委員長（篠原正男君） それでは、令和 3 年度総務常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

期日は令和 3 年 7 月 13 日から 15 日の計 3 日間であります。

出席委員は総務常任委員会委員 4 名。説明のため出席した者は福村総務課長他、記載のとおりであります。

調査事項は総務、財務、税務、企画、社会福祉、保健衛生、環境衛生、住民基本台帳、戸籍、学校教育、社会教育及び子ども・子育て支援、その他総務常任委員会の所管する事務であります。

調査の結果の一部をかいつまんで申し上げます。総務課関係では新過疎法の指定を受け、今後 10 年間の健全財政の維持とともに、過疎法の卒業をも見据えた財政運営に努められたい。

企画環境課関係ではローカルスマート交通とともに、ワゴン車等を利用した循環バスなども含め、町内交通インフラの整備を検討されたい。

町民生活課関係では地域住民から堆肥センターのカラス対策が求められており、町民生活課と農政課の枠を超えた連携のもと、抜本的な解決策を検討されたい。

保健福祉課関係では緊急通報システムの運用について、固定電話だけではなく携帯電話でも対応できるよう改善を検討されたい。

町民学習課関係ではコロナ禍において社会教育・社会体育の各種事業が中止されているが、コロナ後を見据え、新たな発想での事業展開を検討されたい。

こども未来課関係では待機児童対策はニセコ町の人口増にもつながることから、ハード面の整備

を含め検討されたい。

このほか記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいま報告のあった総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの総務常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会報告第1号の所管事務調査の結果報告についてはこれを受理し、善処を必要とする関係部分については町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

◎日程第7 報告第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、報告第1号 令和2年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 本日もよろしくお願いいたします。書見台のほうを活用させていただくということよろしいですか。

それでは日程第7、報告第1号 令和2年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

議案の2ページをご覧ください。報告第1号 令和2年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づくそれぞれの比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和3年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては地方財政健全化法に基づき、地方公共団体の財政状況を客観的、統一的に表し全体像を把握するため、決算に基づきこれらの財政の健全性に関する指標を算出することとされております。別紙として本文でも述べましたように、監査委員の健全化審査意見書をつけておりますので、こちらについては後程ご覧いただきたいと存じます。

議案の3ページをご覧ください。上段の表、こちらに令和2年度決算に基づきま

して4つの比率を掲載してございます。1番左側、一般会計にかかる実質赤字比率、その隣、特別会計までを含めた連結実質赤字比率、これら2つの比率について赤字が発生していないということから、横棒を記載しているということになっております。

続きまして実質公債費比率について。これは標準財政規模に対する単年度の元利償還金の比率となりますが、令和2年度決算に基づきまして10.0%となり、昨年度より0.9ポイント減少しております。比率の減少についてですが、分母となる標準財政規模が前年度に比べて1億3,862万2,000円の増となったことが主な要因でございます。なお、実質公債費比率は過去3か年の平均を用いいますが、単年度で見ますと平成30年度が11.07%、令和元年度が9.88%、令和2年度が9.25%となっております。

続きまして1番右側、将来負担比率ですが、これは標準財政規模に対する将来的に負担すべき地方債の比率でございます。昨年度より26.5ポイント増加の62.5%が令和2年度決算に基づく数字でございます。比率の増加についてですが、役場新庁舎・防災センター建設工事2年目の実施など、地方債残高が12億8,733万5,000円の増となり、分子となる将来負担比率が増加したことが主な要因でございます。

続きまして、議案の3ページ下段になります。資金不足比率ですけれども、公営企業会計ごとの資金不足比率を示すもので、資金不足額が発生しておりませんので全て比率で横棒というところで記載となっております。

なお、別冊でニセコ町令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率計算表というのを、別冊で配付をしておりますのでこちらについては後程ご覧いただきたいと存じます。

報告第1号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより令和2年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

◎日程第8 認定第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、認定第1号 令和2年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは日程第8、 認定第1号 令和2年度ニセコ町各会計歳入歳出

決算認定でございます。

議案の4ページをお開きください。認定第1号 令和2年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、下記令和2年度ニセコ町歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

記、1 令和2年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算、2 令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、5 令和2年度ニセコ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、6 令和2年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。

令和3年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

議案のベースといたしまして5点の資料をつけてございます。ご確認をいただければと思います。まず横長の令和2年度ニセコ町決算関係書類、分厚い書類です。それからこちらも分厚い資料になりますが、令和2年度における主要な施策の成果について。横長の令和2年度ニセコ町決算概要、それから2枚もので令和2年度特定目的基金の運用状況報告書、最後に監査委員の意見書をつけてございます。この5点が決算認定の関係書類ということでございます。よろしいでしょうか。これらをもとに決算概要についてポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

では最初に縦の令和2年度における主要な施策の成果を使ってご説明をしたいと思います。こちらの冊子の3ページをまずお開きいただきたいと思います。決算の概要でございますけれども、令和2年度一般会計決算は役場新庁舎防災センター整備事業の実施、それから本町独自の新型コロナウイルス対策のほか、国の経済対策として1人10万円の定額給付金を配布するなど、歳入歳出ともに前年度を上回る決算ということとなりました。

グラフをご覧いただきたいと存じます。下の折れ線グラフ、こちらが基金残高の推移でございます。令和2年度基金総額は15億1,109万5,000円となりました。令和2年度は減債基金に5,311万円、それから国営緊急農地再編整備事業基金に1,000万円を積み立てましたけれども、庁舎建設基金で1億4,580万円の取崩しがあり、基金総額は前年度比8,173万円の減額となります。また、上の折れ線グラフは全会計の地方債残高となりますが、令和2年度の総額は86億3,199万円となりました。これまでの投資的事業の優先順位づけや計画的執行により着実な減少が図られてきてはおりますが、令和2年度は役場新庁舎・防災センター建設工事、2年目の実施など、全会計で前年度比12億9,832万円の増額となっているところでございます。今後も役場新庁舎の駐車場整備や簡易水道会計において大型事業を進めていくことから、財政運営の安定化や将来の財政負担を考慮しながら、地方債残高の適正管理に努めてまいります。

4ページをご覧いただきたいと思っております。4ページは繰越し事業を掲載してございます。4事業、計4,786万5,000円については令和3年度に繰越し事業を実施するというところでございます。5ページ上の表、決算状況、こちらをご覧ください。令和2年度の歳入合計は72億5,843万4,000円、その下歳出合計は70億8,650万8,000円となりました。まず歳入ですけれども、表の下に記載しておりますが前年度に比べて22億679万円の増額となりました。これは事業実施に伴う町債や

国庫支出金の増額が主な要因でございます。主要財源であります地方交付税については、普通交付税が9,003万円の増、特別交付税が5,899万円の増となった影響により、前年度比1億4,902万円の増額となりました。令和2年度の交付税算定では基準財政需要額、基準財政収入額ともに過去最高値を更新しており、税収の75%相当は普通交付税で減額算定となりますが、残りの25%相当は町の一般財源確保につながる仕組みということとなっております。

5 ページ中ほどより少し下でございますけれども、町債は大型公共事業の実施に伴い、前年度比11億1,078万円の増額となりました。一般会計の地方債残高も前年度に比べて12億8,734万円の増額となりましたが、庁舎整備事業の後年の財政負担を考慮し、令和7年度までに残り1億1,000万円を減債基金に積み立てる財源60%計画、こちらの達成を目指してまいります。歳出については前年度比22億2,040万円の増額となりました。

3 ページにお戻りいただきまして、中段のグラフの下に記載してございますけれども、令和2年度の主な事業としては児童生徒の増加に伴う学校給食センター増築工事、高規格救急自動車の老朽化に伴う更新、小・中学校の1人1台パソコン整備や各学校の通信ネットワーク整備などを進めてまいりました。このほか継続事業として役場新庁舎・防災センター整備事業について建設工事の最終年度が実施されました。平成29年度に示された国の財政支援制度や緊防債を活用し、防災拠点としても機能が発揮できる庁舎と防災センターの複合整備を進めることができたと考えております。また、国の直営事業となりますが、国営緊急農地再編整備事業に着手して6年目となり、令和9年度の完成に向けて現在鋭意工事を進めているところということでございます。今後も国や北海道の制度を活用した対策を進めてまいります。

行ったり来たりで申し訳ありませんが再度5ページの下段、財政の状況を示す指標のうち、実質収支は1億6,936万円の黒字となりました。実質単年度収支については入湯税の減収などの要因から1,611万円の赤字となっておりますが、次年度の財政運営に必要な額は確保された繰越額となっております。財政の弾力性を示す経常収支比率は2.8ポイント増の89.3%となっております。

それから6ページをご覧ください。財政状況を示す指標の状況について、先程ご報告したとおり実質公債費比率、それから将来負担比率を表に掲載してございます。下のグラフでございますが、財政状況を示す指標の推移が載っておりますので、こちらもお覧いただきたいと思います。今後も財政構造の弾力性や公債費、それから基金確保のバランスに留意してまいりたいと存じます。

次に決算データにつきましては、一般会計は7ページ以降、特別会計は10ページ以降に掲載しておりますので、後程ご覧いただきたいと思います。

それから同じくこの冊子の15ページ以降、重点施策の概要が記載されております。50ページ以降には施策の詳細ということで個別の事業実績書が載っておりますので、こちらもお覧いただきたいと思います。

続きまして、A4横の令和2年度ニセコ町決算関係書類をご覧ください。まず1ページから6ページに令和2年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算を記載してございます。

7ページをご覧ください。歳入歳出の差引き残高が1億7,192万6,141円、基金繰入金なしとなっております。

それから 8 ページから 237 ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細がございます。特に不用額が大きなものからこの中で説明してまいりたいと存じます。

まずは歳出から。44 ページにお進みください。44 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 459 万円余りの不用額、こちらについてですが 44 ページから 48 ページにかけての各種事務実績による執行残ということでございます。主なものとしましては、44 ページ 3 節の職員手当等については業務を効率的に実施できたことによる執行残が 57 万円。7 節報償費については特別功勞者用記章を作成するにあたり、前回作成した時の金型を再度使用することができたということによる 23 万円の残。45 ページの 9 節交際費については来客対応等の実績による執行残が 107 万円、それから 10 節需用費は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、新年交礼会を実施しなかったことなどにより実績が減ったことに伴う食糧費の執行残が 42 万円、これらが主な要因となっております。

56 ページまでお進みください。6 目企画費 346 万円余りの不用額、こちらは 1 節報酬においては国際交流員の入替えにより給与差額が発生したことに伴い 29 万円の執行残。このほか、主にコロナ禍により会議や研修会が中止、又はウェブ開催となったことにより、8 節旅費で 67 万円の執行残となっております。また 59 ページ、18 節の負担金等についてもコロナ禍による協議会等への参加負担金の減、それから事業量の減少に伴う補助金の実績減、それから北海道が執行した函館線収支予測等調査に係る負担金の業務契約額の確定による執行残などにより、134 万円の執行残というふうになっております。

次に 61 ページ、7 目地域振興費 566 万円余りの不用額、主に地域おこし協力隊事業に係る実績による執行残となり、1 節報酬では当初 5 月から 23 名の協力隊を予定していましたが、5、6 月時点では 18 名、10 月から 23 名の採用となったことによる執行残が 490 万円。10 節需用費についてはコロナ禍による活動内容の見直しなどに伴い、消耗品、食糧費、それから 62 ページの修繕料など計 62 万円の執行残となっております。

63 ページから 66 ページの 8 目自治創生費の 462 万円余りの不用額、こちらについては主にコロナ禍による講演会や協議会、各種会議、研修会の開催、参加見直しによる 7 節報償費の残 140 万円と 8 節旅費の執行残 60 万円。65 ページの 13 節使用料及び借上料の執行残 27 万円。それから 66 ページの 18 節負担金等の執行残 57 万円となっております。このほか中央倉庫群事業やローカルスマート交通事業、SDGs 推進事業に係る入札執行残により、1 ページお戻りいただきまして 65 ページ、12 節委託料で 70 万円、14 節工事請負費で 11 万円。それから次のページ、66 ページの 17 節備品購入費で 21 万円などの執行残となっております。

続いて 77 ページ下段から 80 ページ下段まで、17 目職員給与費の 3,824 万円余りの不用額、これにつきましては職員の退職及び採用実績などによる執行残となっております。

次に 86 ページ中段、21 目諸費の 309 万円の不用額は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行事などの中止により、10 節消耗品費でコピー用紙の発注枚数が大幅に減少したこと、それから 13 節の複写機使用料においても印刷枚数が減少したことによる執行残でございます。

次に 87 ページ中段から 92 ページ下段までにあります 22 目新型コロナウイルス特別対策費の 342

万の不用額については、88 ページ、10 節需用費の印刷製本費及び 11 節役務費の通信運搬費におきまして、封筒の購入実績や郵便物の発送実績による執行残でございます。それから 90 ページ 18 節では、91 ページに記載のあるニセコフォトチャレ支援事業補助、観光業集客販売促進対策事業補助、中学校修学旅行補助などの補助金の執行残が主な要因でございます。

次に 92 ページでございます。92 ページ下段の 23 目定額給付金事業費の 469 万円余りの不用額は、国による新型コロナウイルス感染症対応に係る 1 人 10 万円の給付事業について、突発的な事務対応となったものの当初見込みより小人数かつ効率的な事務執行を行ったことから、2 節給料で 93 万円の執行残。それから 3 節職員手当で 289 万円の執行残となっております。また、93 ページ、必要となる物品を極力少なく実施したことから、10 節需用費で主な消耗品の 41 万円の執行残。それから 94 ページ、17 節備品購入費についても 10 万円の執行残となっております。負担金補助及び交付金の 15 万円の不用額は、当初見込みよりシステム導入に係る経費が少額となったということでございます。

次に 103 ページでございます。3 款民生費です。1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の 473 万円余りの不用額については、主に 105 ページの 12 節委託料、13 節使用料及び賃借料、106 ページの 18 節負担金補助及び交付金、それから 107 ページ、19 節扶助費において、福祉サービスや扶助制度の利用実績に伴う執行残ということでございます。

109 ページ下段の 2 目老人福祉費 847 万円余りの不用額についても、今ほどと同様の理由ということで執行残ということでございます。

122 ページまでお進みください。122 ページ上段の 2 目予防費、これは 4 款衛生費、1 目保健衛生費の予防費ということですが、こちらの 435 万円余りの不用額については主に 123 ページ 11 節役務費、124 ページ 12 節委託料の定期任意予防接種業務及び風疹抗体検査業務の利用実績に伴う執行残ということでございます。

次に 158 ページでございます。7 款商工費についてでございますが、158 ページ下段にお進みいただきまして 1 項商工費、2 目観光費の 675 万円余りの不用額、主に新型コロナウイルス感染拡大に伴い、観光審議会や道の駅施設検討委員会など開催を見送ったことなどによる 158 ページの 1 節報酬や 159 ページ 7 節報償費、8 節旅費内の費用弁償の執行残ということになります。また同様に新型コロナウイルス感染拡大に伴い、見込んでいたイベントや会議、打合せの中止に伴う出張の取りやめなどによりまして、159 ページの中段の 8 節旅費の執行残、161 ページ 12 節委託料における観光動向調査業務委託料や綺羅乃湯地下水調査業務委託料の執行残、163 ページからの 18 節負担金補助及び交付金において、新型コロナウイルス感染拡大に伴うイベントの中止による執行残、164 ページの東京ニセコ会負担金、北海道産直フェア実施事業補助金の未執行、ニセコ観光魅力アップ事業補助の未執行などによる執行残、これらが主な要因ということでございます。

次に 181 ページ、9 款消防費になります。9 款 1 項 1 目消防費 624 万円余りの不用額、こちらについては消防団の訓練や消防演習を中止したことに伴う執行残のほか、職員の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の執行残が主な要因となっております。

続いて 10 款教育費について、186 ページまでお進みください。10 款教育費、1 項教育総務費に

なりますが、そちらの4目教育諸費463万円余りの不用額については、主に186ページ1節報酬において、コロナウイルス対策による特別支援講師の勤務日数が減少したこと、ALT1名がアメリカからコロナの為に着任できず未執行となったことなどによる執行残ということでございます。このほか、187ページ10節需用費についても、コロナウイルス対策による授業時間数を確保するため、文集作成事業を中止し印刷製本費が未執行となったことなどによる執行残が主な要因ということでございます。

次に208ページ5項1目幼児センター費364万円余りの不用額については3節職員手当等で、新型コロナウイルス感染拡大の影響で運動会・発表会などの行事を縮小実施したため、準備等に係る時間外勤務手当が少なかったことによる執行残。それから臨時休園によるパートタイム会計年度任用職員の報酬の執行残、他町の保育所への広域入所を予定した児童が辞退したということによる負担金の執行残、これらが主な要因ということでございます。

次に216ページ2目有島記念館費302万円余りの不用額については、1節報酬において会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7.5時間から4時間に変更したということによる執行残。それから217ページ8節旅費において当初見込んでいた会議が中止となったことによる執行残。10節需用費の燃料費において暖房用灯油の実績減。印刷製本費では封筒印刷等の執行残。220ページの14節工事請負費では営繕工事の執行残ということになっております。

次に223ページ下段、7項保健体育費、1目保健体育総務費372万円余りの不用額については、224ページ7節報償費において事業実施減や中止となったことによる執行残。8節旅費においても会議の開催中止による執行残。それから225ページになりますが、10節需用費の食糧費では、スポーツ大会等の中止による役員弁当それから昼食代の執行残。それから13節使用料及び賃借料では、天候悪化による夜間スキー教室中止によるバス借上料やスキー授業講師を地域おこし協力隊や町職員が行ったということによるスキーリフト使用料の執行残。それから226ページ18節負担金補助及び交付金では全道大会が中止となり指導助成費が減少、町長杯大会の開催中止による執行残というものによるものでございます。

237ページ13款予備費については、ニセコ斎場における井戸ポンプの調査費や自動車の差押えに伴う輸送費など、緊急時の対応として計3件、101万円の予備費充用を行ったということでございます。

一般会計の最後ですが238ページに一般会計の実質収支に関する調書を掲載してございます。こちらについては後程またご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計についての説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計の決算書でございますが、239ページをお開きいただきたいと思っております。こちらから241ページに令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。参考といたしまして、2億2,800万円余りの歳出合計額に対する当該年度国民健康保険税収入額の割合は70.8%となっております。

242ページをご覧いただきたいと思っております。歳入歳出の差引き残高が102万3,752円でございます。国民健康保険基金からの繰入額はなしとなっております。

それから 244 ページから 251 ページにかけまして歳入歳出決算事項別の明細書、252 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。後程ご覧いただきたいと思ひます。

続きまして 253 ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算となります。254 ページ、255 ページが決算書となりますが、参考として歳出合計に対する後期高齢者医療保険料の収入の合計額の割合は 65.01%となります。256 ページをご覧いただきたいと思ひます。歳入歳出の差引き残高が 2 万 9,700 円となります。それから 257 ページから 263 ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、264 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。こちらも後程ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、簡易水道事業特別会計の決算でございますが、先程申し上げましたように参考としまして歳出合計に対する使用料及び手数料収入の合計 1 億 977 万円の割合は 32.38%となっております。

268 ページをご覧いただきたいと思ひます。歳入歳出の差引き残高が 49 万 4,010 円となっております。

それから 270 ページから 280 ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、281 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。こちらも後程ご覧いただければと存じます。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算書でございますが、283 ページから 285 ページ、令和 20 年度ニセコ町公共下水道特別会計に歳入歳出決算書を掲載してございます。こちらも参考といたしまして歳出合計に対する使用料及び手数料の割合、4,697 万円の割合は 25.80%ということでございます。

それから 286 ページをご覧ください。歳入歳出の差引き残高が 44 万 6,359 円となっております。

287 ページから 298 ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、298 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。

続きまして、農業集落排水特別会計の決算書でございますが、299 ページから 301 ページに決算書の掲載をしております。参考といたしまして、歳出合計に対する使用料及び手数料の合計は 44 万円でございますが、その割合は 9%。

302 ページをご覧ください。歳入歳出の差引き残高が 14 万 2,974 円というところをご確認いただきたいと思ひます。

それから 303 ページから 308 ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、309 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。

続いて、財産に関する調書について説明をいたします。310 ページをお開きいただきたいと思ひます。土地・建物が (1) の表、それから山林が (2) の表になってございます。令和 2 年度における土地の変動は字峠、桂台の土地、山林でございますが、こちらの寄附を受けたこと。それから字本通の土地の寄附、宅地でございます。それから字桂台の土地の寄附、原野などにより、4 万 1,117.56 平米の増加となっております。また建物の変動でございますが、こちらは字本通の建物の解体があったものの、新庁舎及び学校給食センター増築により 3,313.36 平米の増加となっております。

それから 311 ページに有価証券及び出資金などの現在高、312 ページから 314 ページにかけて物品関係を掲載してございますので、こちらのほうは後程ご確認くださいと存じます。

続いて 315 ページ、債権関係の記載でございますが、産業振興基金貸付金については年度中に返済のありました 529 万 4,000 円を受け、決算年度末現在高が 1,726 万 6,000 円となっております。なお、現在貸付け中の件数については 4 件ということでございます。

その下、中小企業等特別融資預託金については新型コロナウイルスの影響による融資制度の活用によりまして、1 件 500 万円の融資を行っており、これによりまして年度末の残高が 500 万円ということでございます。

最後に 316 ページ、基金関係の記載でございますが、特に増減が大きな基金を中心にご説明をいたします。なお、若干の金額増については利息収入ということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。また、1 番右側の備考欄ですけれども、この金額につきましては 3 月 31 日以降の出納整理期間において積立てや取崩しがあったものでございまして、その左側の欄にあります決裁年度末現在高や決算年度中増減高には含まれておりませんので、こちらもご理解いただきたいと存じます。まず土地開発基金の土地取得において、市街地区の新水源に伴う水道施設用地一筆 2,327 平米を取得し、現金については主にその取得分として 250 万円が減額、決算額は 1 億 7 万 3,000 円となっております。減債基金につきましては猶予特例債の償還財源として 3,810 万円。それから役場新庁舎・防災センターの今後の償還財源として 1,500 万円の計 5,310 万円を積立てしたものでございます。また、社会福祉事業基金に指定寄付をお受けした計 155 万円についても積立ててございます。右列に移りまして、産業振興基金については先程ご説明申し上げましたとおりですが、年度中の返済や貸付け利子などにより現金及び貸付金が増減してございます。ふるさとづくり基金についてはお受けした寄付金の合計が 1,945 万 4,000 円、こちらの積立てを行いました。また、2,300 万円の取崩しを行い、子育て環境の整備や寄附金返礼事業のほか各種事業への充当財源としております。庁舎建設基金では新庁舎整備で借入れができない一般財源分として 1 億 4,580 万円の取崩しを行っております。また、国営緊急農地再編整備事業基金では後年の負担金返済に向けて 1,000 万円を積立てました。その下、森林環境譲与税基金は森林環境譲与税 527 万 4,000 円と同額を積立てたほか、250 万円を取崩し中央倉庫群に地域材を使った木製遊具を整備しております。国民健康保険基金は 1,650 万円を新規に積立ててございます。その下、北海道市町村備荒資金組合積立金については道内全市町村が災害に備えるために積立てを行っており、本町積立て分に対し利息 133 万 8,000 円の増額となっております。

以上で決算認定に関する説明は終了をいたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件については、私議長と監査委員である浜本和彦議員を除く議員 8 名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議」なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号 令和 2 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、8 名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

この際議事の都合により、午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 12 時 08 分

再開 午後 1 時 07 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 9 議案第 1 号から日程第 15 議案第 7 号

○議長（猪狩一郎君） 日程 9、議案第 1 号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてから日程 15、議案第 7 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算までを一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

副町長、山本圭太君。

○副町長（山本契太君） 日程第 9、議案第 1 号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条に基づき、ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年度から令和 7 年度）を別紙のとおり策定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長 片山健也。

別冊で過疎地域持続的発展市町村計画がございますので、内容見比べていただきたいと存じます。こちらをあわせてご覧ください。

過疎地域の過疎対策については、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法に始まり、本年 3 月末までを期限とした過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、過去 4 つの法律によって過疎地域の支援がなされてまいりました。本年 4 月からは新たな法律として、令和 12 年度末までの 10 年間について、過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法により引き続き支援がなされることとなりました。ちなみに今回の法律への移行を踏まえ、全国では 820 団体が過疎地域となっております。ニセコ町も議員各位による継続的かつ強力な陳情が行われ、何とか過疎地域に残ることとなりましたことは、今後の町政運営に大変大きな支援となります。改めましてお礼を申し上げます。今後の見通しとして、10 年後には過疎地域という概念や過疎の支援という形態は消滅するのではないか。また、もし過疎地域が継続してもニセコ町は卒業することになるだろうと思われ、今後の 10 年は過疎地域からの卒業を見越した準備期間と捉えております。

さて、過疎地域の要件に該当しますと様々な支援を受けられますが、特に過疎対策事業債の有利な借金については、現在のところ町政の運営に欠かせない財源となっておりますことから、これらの起債を活用する準備という意味合いも含めまして、今回のニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画は 5 か年計画でございますが、こちらの策定をしております。

では、当該計画のお配りした冊子の1ページ2ページをご覧いただきたいと存じます。こちらの1ページ2ページには計画の目次がございますので、こちらでお話を申し上げます。1の基本的な事項として、ニセコ町の概況や人口動態の分析、また、1の(4)の地域の持続的発展の基本方針中1)の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、こちらの項目から12)のその他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、12の項目において基本の方針を定めてございます。各項目立ては決まったフォーマットがあるものの、1ページ下段の2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、及び2ページ下段の12、再生可能エネルギーの利用の促進、これらなどは新たに加えられた項目ということでございます。

また、68ページから70ページにわたっては、起債なども視野に入れた具体的事業を掲載してございます。有利な財源の確保のため、できる限り幅広に事業の洗い出しを行っております。

当該計画における住民参加等の状況ですが、5月に各課の事業洗い出し作業を行い、6月下旬に北海道と計画素案について協議、同じく6月及び8月に議会の皆様に対し、政策案件の場にて説明をさせていただきました。8月中にはパブリックコメントを実施し、こちらについては特に意見はございませんでした。

本日可決いただきましたならば、9月中旬に国へ提出し、当該計画が決定することになります。改めまして当該計画の事業期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。法律は10年間の時限でございますので、後ろの5年については時期が来ましたら改めて計画を策定するということとなります。

議案第1号についての説明は以上でございます。

続きまして、日程第10、議案第2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

議案の8ページをお開きください。議案第2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

議案の9ページをお開きいただきたいと存じます。こちらの下の方の提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法令の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、引用先条項等の整理を行う必要があるため、この条例を提出するというものでございます。国の法律が改正となったために、本町の個人情報保護条例の引用先も改正となるということでございます。別にお配りをいたしましたA4横書きの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。これの1ページをご覧ください。まず、ニセコ町個人情報保護条例第24条の2の改正ですが、この条ではいわゆるマイナンバーにひもづく個人情報、例えば、前年度所得額などがございますが、マイナンバーにひもづく個人情報を全国の地方公共団体などが共同で設置運営する中間サーバーを介して、町村間でやりとりをしたとします。その際、提供した個人情報に誤りがあり、これを訂正した場合、町はその旨を内閣総理大臣及び相手方に書面で通知するということを定めた条文でございます。新旧対照表を比較いただきますが、第24条の2の中で

マイナンバーに係る事務の所管が変更になったことから、総務大臣を内閣総理大臣に、それから番号法第 19 条第 7 号を番号法第 19 条第 8 号に改め、情報提供者の次に「又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加えます。その下、第 51 条の 2、第 3 項中、引用先を改正するため、第 1 章第 2 節を第 2 章第 2 節に改めます。議案の 9 ページにお戻りいただきまして、上段の条例は今ほどご説明したとおりでございます。

この条例は公布の日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用するということとしております。

最後に 9 ページ下段のニセコ町まちづくり基本条例第 54 条による住民参加の手続きですが、関係法令改正に伴う条例改正のため、住民参加の手続きを要しないとしているところでございます。

議案第 2 号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 11、議案第 3 号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の 10 ページをお開きください。議案第 3 号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長 片山健也。

まず、先程と同様の A4 横書きの新旧対照表、こちらの 2 ページ上段の左欄をご覧ください。こちらは現在のニセコ町の手数料条例ですが、今回の改正はこの条例中第 2 条第 47 号にある、「個人番号カード再交付手数料 1 枚につき 800 円」とある条文を削除する改正となります。この理由は議案にお戻りいただきまして 11 ページ下段に提案理由を説明して記載をしておりますが、要約しますと、法律改正により地方公共団体情報システム機構、以下機構と言いますけれども、この機構が個人番号カードの発行主体として明確に位置づけられ、手数料の徴収についても機構がすることとなりました。個人番号カード再発行手数料は町で定めた手数料額を町が徴収し、歳入としてきましたが、今回の法改正に伴い、町は申請者から手数料を徴収しますが町の歳入とはせず、歳入歳出外現金として一旦預かり、機構に支払うということになります。このため、町条例に定めた発行手数料を削除いたします。

この条例は公布の日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用いたします。

最後に 11 ページ下段の住民参加の手続きですが、関係法令の改正に伴う条例改正のため、住民参加の手続きを要しないとしているところでございます。

議案第 3 号の説明は以上でございます。

続きまして日程第 12、議案第 4 号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の 12 ページをご覧ください。議案第 4 号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次の 13 ページをお開きいただきたいと存じます。条例を読み上げます。ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第 1 条に次の 1 項を加える。第 2 項 交流センターは、図書館法に基づく機能を有する施設とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

今回の改正でございますが、ニセコ町学習交流センター、通称あそぶっくを図書館法に定める図書館とするための条例改正ということでございます。あそぶっくは当時郵便局であった施設を改修し、平成 15 年 4 月から開設をしております。指定管理者である NPO 法人あそぶっくの会により、理想的な館の運営を継続いただいているところでございます。このほど、NPO 法人あそぶっくの会からあそぶっくの一層の利便性向上や情報収集などを図るため、図書館になりたいという旨のご要望をいただき、このたびの条例改正となりました。なお、図書館となることで今後は上部機関や他の図書館との情報交流が進み、館のよりよい発展が望めること、また、要望が多かったにも関わらず、著作権の関連で行うことができなかった DVD の貸出しや本のコピーサービスなどができるようになり、利便性の一層の向上が図られるということでございます。

最後に議案の 13 ページ下段でございますが、条例改正に伴う町民参加等の状況について、こちらは改正条例案を 8 月 10 日から 23 日まで町の掲示板、教育委員会町民学習課、及び町ホームページにて縦覧をしております。縦覧の結果、特に意見はございませんでした。

議案第 4 号についての説明は以上でございます。

続きまして、日程第 13、議案第 5 号 令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

横長の議案の 1 ページをご覧くださいと存じます。議案第 5 号 令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 3 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,312 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 5,644 万 3,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入が 2 ページ、歳出を 3 ページに載せてございます。

4 ページ、5 ページは一旦を飛ばしていただいて、6 ページ。こちらが歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。7 ページの歳出をご覧ください。下の合計欄でございます

が、今回の補正額 2,312 万 4,000 円増額の財源につきましては、国道支出金で 2,817 万 7,000 円増、地方債で 3,400 万円の増、その他財源で 4,156 万 3,000 円の減、一般財源で 251 万円の増額という内訳になってございます。

説明の都合上、16 ページの歳出からご説明を申し上げます。まず 16 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、8 節の特別旅費 41 万 8,000 円及び、2 つ下の駐車場使用料 1 万 8,000 円、それからその下の地域活性化企業人事業負担金 500 万円、こちらについてですが、令和 3 年 10 月 1 日から地域活性化企業人 1 名、これは株式会社 CHINTAI の社員さんということですが、地域活性化企業人 1 名を受入れし、町の PR や情報共有など幅広く町の業務を担っていただく予定でございます。この人材受入れにあたり、地域活性化企業人の活動費としての旅費と駐車料、並びに先方からの人材派遣に対する負担金を補正するというものでございます。これらの費用は財源として特別交付税約 300 万円を見込んでおります。それから 12 節の統合型GIS機能拡張業務委託料 89 万 7,000 円、こちらは現在運用中の航空写真上に重ねた地図データである統合型ウェブGISに道路台帳の道路区域データの追加、データの出力機能の追加などを行うための費用を補正するというものでございます。

4 目基金積立費、24 節の社会福祉事業基金積立金 50 万円は、社会福祉への寄附を 1 件お受けしたことから、その同額を社会福祉事業基金に積み立てるための補正というものでございます。

それから、5 目文書広報費、10 節の印刷製本費 12 万 7,000 円は、広報ニセコに地域おこし協力隊の活動内容を紹介するページを、10 月以降から毎月見開き分として 2 ページ追加するための費用を補正するというものでございます。なお、この所要額は財源として特別交付税、補助率 10 分の 10 を見込みます。

それから、11 目庁舎管理費、12 節マイクロコージェネレーション保守点検業務委託料 44 万 9,000 円、こちらは役場新庁舎で導入しているマイクロコージェネレーションについて、遠隔監視や点検・軽微修理などの保守点検を行うため、所要額を補正するというものでございます。この遠隔監視により日報月報年間データを確認することが可能となります。これらのデータの活用はエネルギー管理に資することはもちろん、新庁舎建設時の財源となっている二酸化炭素排出抑制補助金の経過報告の低労力化にもつなげたいと考えているものでございます。

20 目庁舎等整備費、14 節の役場庁舎・防災センター建設工事 365 万 2,000 円は、本年 5 月に開庁した役場新庁舎について、新たな庁舎内サインの一部追加工事に 66 万円、また、正面駐車場の車止め設置が必要と判断し、当該工事に 299 万 2,000 円の補正を要するというものでございます。これらは来庁者の利便性及び安全性の向上を図る観点からも、早急に対応するため今回の補正とさせていただきます。財源として起債及び庁舎建設基金繰入金を充当するという予定でございます。

それから、23 目新型コロナウイルス特別対策費、14 節綺羅乃湯営繕工事 248 万 8,000 円は、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯において飛沫感染防止対策などの新型コロナウイルス感染対策として、和風風呂、洋風風呂それぞれの洗い場の間について立てを設置するための費用を補正するというものでございます。なお、本工事については現在行っている改修工事に伴う利用制限期間には間に合わないため、それ以降の期間、営業に支障のないよう定休日等を利用して順次進めていく予定としておりま

す。なお財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

それから 18 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費、18 節のニセコ福祉会補助 41 万 3,000 円は、8 月 7 日にボイラー点検清掃を行った際、燃料の供給口に汚れがひどく付着し、燃料地下タンクの清掃が必要であることがわかりました。このまま放置するとボイラー内部に油が入り、ボイラー自体が破損する恐れがあるというため、地下タンク清掃にかかる費用を補正するというものでございます。

それから 19 ページ、4 款衛生費、11 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、17 節の簡易水道事業特別会計繰出金 4,860 万円の減額は、簡易水道事業会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を減額補正するというものでございます。

2 目予防費、17 節の保健衛生用備品 10 万 6,000 円は、新生児訪問や乳児健診で使用している乳児体重計について、令和 3 年 7 月に行った点検で不合格となったことから、新たに購入するための費用を補正するというものでございます。なお持ち運びの際に衝撃を防止するキャリーバッグについてもあわせて新規購入をいたします。

それから 20 ページでございます。6 款農林水産費、1 項農業費、3 目農業振興費、18 節の中山間地域等直接支払事業交付金 11 万 1,000 円は、中山間地域等直接支払事業交付金の算出基礎となる対象農地の面積について、国営事業の令和 2 年度施工完了に伴う面積増加の結果、町が支払う交付金が増える見込みとなったことから増額補正をするというものでございます。財源として中山間地域等直接支払交付金、補助率は 4 分の 3 というのですが、こちらを充当いたします。その下、農業次世代人材投資資金 112 万 5,000 円は、令和 3 年 7 月 1 日付で新たに 1 件の新規就農認定を行ったことから、農業次世代人材投資資金を補正するというものでございます。なお、このたびの新規認定者は夫婦共同経営で、10 月 1 日から有島地区で経営開始を予定しており、本年度交付する資金については半年分となっております。財源として農業次世代人材投資資金、補助率 10 分の 10 を充当いたします。

その下、10 目農業経営基盤強化促進対策費、18 節の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金 84 万円は、国の予算で実施される令和 3 年度強い農業・担い手作り総合支援交付金について採択通知があったことから、町が間接補助事業者となり歳入歳出を同額補正するものです。該当となるのは雪害によりハウスが半壊した 1 件で、再建に要する経費のうち 3 割が補助される制度というものでございます。その下、経営継承・発展等支援事業補助 483 万 6,000 円は、国の事業で本年度から新たに実施されることになった経営継承・発展等支援事業について採択通知があったことから、所要額を補正するというものです。補助対象となるのは令和 2 年 1 月以降に経営継承を行った 5 経営体で、経営発展計画に基づく農業機械の購入などを行うこととなっています。1 経営体あたりの補助の上限額は 100 万円で、対象事業費となる 483 万 6,000 円を補正します。財源として国からの経営継承・発展等支援事業補助金、補助率 2 分の 1 を充当いたします。その下、20 節の新規就農資金貸付金 100 万円は、令和 3 年 7 月 1 日付けで新たに 1 件の新規就農認定者の認定を行ったことから、新規就農資金貸付金を増額補正するというものです。なお、先程ご説明をさせていただきましたが、新規認定者は有島地区で農業経営の開始を予定しているというものでございます。

それから 21 ページ、8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、12 節の分筆測量業務委託料 42 万 9,000 円。こちらは町道中央有島連絡線に面する土地、住所で言いますと字有島 25 番地 13 という事なのですが、こちらの一部に道路敷地が含まれていることから、分筆登記を行う上で必要となる測量費を補正するというものでございます。なお、この土地については財務省所有のものであり、道路敷地内に含まれる土地の取得費は無償ということをご予定しております。また、道路敷地以外の土地については、財務省から個人の購入希望者がいるため、今回の分筆測量費はその土地購入希望者と折半することとし、町予算は費用に係る 2 分の 1 分を補正計上するというものでございます。

その次、5 項都市計画費、1 目都市計画総務費、7 節の講師謝礼 20 万円。こちらは景観条例の施行から 15 年以上が経ち、町内における開発事業の内容が複雑化する中で、条例も必要に応じて改正などを行ってまいりました。現在、町民の皆様の景観条例に対する意識が変わってきている状況も踏まえ、景観に関するまちづくり町民講座を行うための費用を補正するというものでございます。その下、11 節の手数料 6,000 円は、ただいまご説明しましたまちづくり町民講座の新聞折込料でございます。その下、18 節の景観条例コミュニティ協定事業補助 48 万円。こちらはニセコ町景観条例に基づき 2 件のコミュニティ協定を認定したことに伴い、同条例第 21 条に規定する助成に関する要綱を新たに制定し、協定に基づき協定内の建物や構造物、植栽などに活用する費用を各協定の各項目ごとに 1 回限り支援するというものでございます。

6 項下水道費、1 目下水道整備費、27 節の繰出金の公共下水道事業特別会計繰出金 365 万 5,000 円の減額、こちらは公共下水道会計の歳入歳出均衡に伴う歳出を減額補正するというものでございます。

それから 7 項住宅費、2 目住宅建設費、14 節の公営住宅個別改善工事 4,301 万円は、北海道から令和 3 年度における社会資本整備総合交付金の事業費に余剰が出るため、令和 4 年度に行う事業を前倒して実施してほしい旨の要望が北海道からありました。今回補正計上した本通 A 団地 4 号棟の屋根防水改修工事 4,301 万円については、屋根の破損が激しく、居住スペースへ漏水などの心配もあるため、前倒して交付申請を行うことで交付金を確実に担保できること、それから令和 3 年度事業の新団地実施設計や省エネ改修補助等の交付率が 45% から 50% になるという利点もあり、本予算措置をした上で交付申請を行うというものでございます。なお、工事の施工箇所については、別にお配りしております補足資料と大きく書いた資料の 2 ページをご覧くださいと存じます。こちらに記載のとおりということでございます。工事の実施につきましては、冬期前の実施が間に合わないことから、次年度に繰り越すことを予定としております。また財源として社会資本整備総合交付金の 2 分の 1、補助裏については公住債の充当を見込んでいるということでございます。

続きまして 23 ページ、9 款 1 項 1 目消防費、18 節の羊蹄山ろく消防組合負担金 112 万 7,000 円の減額は、令和 2 年度消防組合共通経費負担金の繰越額確定に伴う減額補正です。主な要因として消防指令システムの故障頻度が少なかったことによる修繕料の執行残、それから山岳救助事案が減少したことによる時間外勤務手当の執行残が挙げられております。

次 24 ページ、10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、14 節のニセコ小学校営繕工事 97 万

9,000円でございます。こちらについては3つの工事がございます。1つ目は体育館の屋根修繕23万1,000円。これはニセコ小学校体育館に雨漏りが発生し屋根を確認したところ、棟板金、屋根の1番てっぺんですけど、棟板金が雪害により破損していることを発見したための修繕工事と。これの補正でございます。2つ目は受水槽修繕55万円。これはニセコ小学校の階段で3階天井から水漏れがあり屋上確認したところ、受水槽からの水漏れが発見されたため、修繕費の補正をするというものでございます。3つ目は体育館用暖房循環ポンプ本体交換修理19万8,000円。これについては毎年事業者が行っている点検によって、循環ポンプから不凍液が漏れ出ていることがわかり、部品交換では対応不可能であるというため、ポンプ本体の交換費用を補正するというものでございます。

続きまして、2目教育振興費、17節図書備品5万円、それからその下3項中学校費、2目教育振興費、17節図書備品5万円、こちらはニセコ小学校とニセコ中学校における図書備品の購入に対しまして10万円の寄附を受けたため、それぞれ5万円を増額補正するというものでございます。

5項1目幼児センター費、22節の補助金等返還金12万8,000円は、令和2年度子育てのための施設等利用給付費負担金について、認可外保育施設の利用者が年度途中で利用を休止したことにより、超過交付が発生した国及び道への返還金を補正するというものでございます。本交付金は義務費であり、翌年度の実績報告に基づく額の確定により、過不足分を精算するという取扱いとなっております。

6項社会教育費、2目有島記念館費、14節の有島めん羊舎修繕工事562万1,000円。こちらは補足資料の3ページに写真がございますのであわせてご覧いただきたいと思いますが、有島記念公園に隣接するめん羊舎について、雪害の影響により屋根及び階段が大きく破損したため、修繕に要する費用を補正するというものです。なお、本件については復旧に多額の費用がかかることから、事前に建物の災害共済の鑑定を受け、外的要因、今回は雪の重みでございますが、外的要因による全額保険適用されるということを確認しております。火災共済については他の説明案件も含め、全ての金額が確定をしました時点で改めて補正をさせていただきます。

25ページでございます。7項保健体育費、4目総合体育館費、10節の修繕費34万7,000円は、平成21年度に購入した移動式バスケットボールのゴール台について、ゴール台と床を固定するためのねじ棒や床金属の劣化により、床との固定が十分にできていないことがわかりました。また、バスケットボール板の保護材が破損して角が露出しているという状況など、機能の劣化や損傷が身請けられるということから、本来の機能に戻すための修繕費を補正するというものでございます。それから11節の管理作業手数料6万1,000円は、今年度のボイラー点検において煙突下部の点検口に灰がたまっている状況が事業者から指摘され、事故を未然に防ぐ観点から清掃費用を補正するというものでございます。14節の総合体育館修繕工事40万2,000円は、ボイラー点検においてボイラー室上部にある給湯用の配管が漏水している状況がわかりました。体育館内の維持管理に悪影響を及ぼす可能性があるということから、修繕費を補正しているというものでございます。

その次、5目運動公園費、10節の光熱水費53万4,000円は、運動公園の光熱水費について、2点の理由から増額補正をいたします。まず1点目としては運動公園管理棟の2階について、株式会社ニセコまちが本年7月1日から使用することを許可しましたが、光熱水費の予算不足が見込まれる

ため所要額を補正するものです。なお、上乘せされる電気料及び上下水道使用料は、株式会社ニセコまちが町に支払うこととし、歳入についてもあわせて増額補正をいたします。また、12月以降の冬季間については町の利用が見込めないため、町の予算計上は行わず、支払い者名義に変更した上で株式会社ニセコまちが全額支払うということでございます。2点目は本年7月以降、降水量が極端に少なく、高気温であったことや日照時間の長さなど、芝の育成に厳しい状況が続きました。そのため、管理上の観点から例年より多くの水道水の散水が必要となり、使用量が増加したことから今後不足が見込まれる費用を補正するというものでございます。

それから26ページ、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費、12節の町道等災害復旧事業委託料242万円。こちらは令和3年8月4日に発生したゲリラ豪雨に伴い、町道などの被災箇所を補修するため、所要額を補正するというものでございます。なお、雨量は1時間あたり最大48ミリとなり、災害復旧事業債の基準となる1時間あたりの最大雨量20ミリ以上の基準を満たしていることから、財源として災害復旧事業債の申請を行うというものでございます。その次、15節の災害復旧原材料費20万9,000円は、災害箇所補修に係る原材料費を補正するというものでございます。

27ページは財源充当による変更ということでございます。

続いて歳入についてご説明をいたします。8ページをお開きいただきたいと思います。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金248万8,000円は、歳出でご説明しました綺羅乃湯洗い場感染対策工事に充当する交付金です。なお、当該交付金の状況ですが、令和2年度国の3次補正として、国で令和3年度に繰越した7,500万円及び国補助事業の地方負担分として令和3年度に配当となった208万6,000円、さらには令和3年8月に市町村へ新たに配当が決まった事業者支援分740万2,000円、合わせて8,448万8,000円がニセコ町への割当てとなっております。以上でございます。またこのうち今後の充当可能額は1,320万8,000円となります。

4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金28万1,000円の減額は、町道駅前西3号線の歩道整備工事について、社会資本整備総合交付金の交付額が予定より下がったことから、減額補正するというものでございます。2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金2,150万5,000円は、本通A団地4号棟の屋根の防水改修工事について、財源となる交付金2分の1を増額補正するというものでございます。

その下、7目農林水産業費国庫補助金、2節の経営継承・発展等支援事業補助金241万8,000円は、令和2年1月以降に経営継承を行った、経営体の経営継承・発展等支援事業の財源となる補助金2分の1を補正するというものでございます。

続きまして9ページ、16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節中山間地域等直接支払交付金8万2,000円は、中山間地域等直接支払事業の財源となる補助金4分の3を増額補正するというもの。その下、農業次世代人材投資資金112万5,000円は、新規就農認定を行った1件の農業者について財源となる補助金、補助率10分の10を増額補正するというものです。その下、強い農業・担い手づくり総合支援交付金84万円は、国の予算で実施される令和3年度強い農

業・担い手づくり総合支援交付金、について、財源となる補助金の10分の10を増額補正するというものです。

10 ページ、17 款財産収入、2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入、3 節の立木売却収入 450 万 9,000 円は、国営緊急農地再編整備事業で町有地、字富岡 1 番地 1 ですが、こちらの土地を客土材として利用しており、今年度の最終敷地内 10.9 ヘクタールでございますが、こちらで支障となる樹木の伐採をしたことから、その売却収入を増額補正するというものでございます。

11 ページ、18 款 1 項寄附金、2 目 1 節の指定寄附金 60 万円は、社会福祉の寄附を 1 件、それからニセコ小中学校の図書購入費への寄附を 1 件お受けしたことから増額補正しております。

それから 12 ページ、19 款繰入金、1 項基金繰入金、4 目 1 節の公共施設整備基金繰入金 4,860 万円の減額は、4 月・5 月の臨時議会において簡易水道会計で補正計上した、市街地区配水管更新実施測量設計 1,700 万円、それから、市街地区新規井戸作成工事 3,160 万円、こちらの計 4,860 万円の財源として公共施設整備事業基金を充当する予定でございましたが、起債申請を行い過疎債及び簡水債が充当できるという見込みとなったことから、これまで補正計上してきた公共施設整備事業基金繰入金 4,860 万円を減額補正するというものでございます。

その下、7 目 1 節の庁舎建設基金繰入金 40 万円、こちらは公共施設等適正管理推進事業債で起債充当出来ない 10%分の事業費を基金充当するため、歳出で補正計上している追加工事費から算出した基金繰入金 40 万円を増額補正するというものでございます。

その次 13 ページ、20 款 1 項 1 目繰越金、1 節の前年度繰越金 21 万 9,000 円は、歳入歳出均衡による減額補正でございます。これにより繰越金の留保額は 5,900 万 8000 円となります。

14 ページ、21 款諸収入、5 項 4 目雑入、7 節の私用電気料、体育施設 3 万 3,000 円、それからその下 19 節の使用水道料 6,000 円、こちらは株式会社ニセコまちが運動公園管理棟 2 階を使用することに伴う電気料及び下水道使用料の実費相当を町に支払うための補正ということでございます。その次、23 節の元気な担い手育成対策事業負担金 20 万円は、新規就農資金貸付金 100 万円のうち、JA 負担分となる 20 万円について増額補正するというものです。その下、立木伐採補償金 128 万 9,000 円は北海道新幹線トンネル建設工事が行われている字羊蹄・里見・絹岡の 3 地域について町有地内の立木伐採が行われることから、立木伐採の補償金を補正するというものでございます。

15 ページ、22 款 1 項町債、1 目総務債、1 節の役場庁舎・防災センター整備事業債 900 万円は、歳出で補正計上している追加事業費や当初予算で計上している備品購入費などについて、公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災減災事業債が充当できる見込みとなったことから、増額補正をするというものでございます。

4 目の土木債、1 節の町道等道路構造物改良事業債 110 万円は、当初予算計上している町道曾我停車場線の歩道転落防止柵設置工事について、公共施設等適正管理推進事業債が充当できる見込みとなったことから増額補正するものです。その下、町道駅前西 3 号線歩道整備事業債 30 万円は、町道駅前西 3 号線の歩道整備事業について社会資本整備総合交付金の交付額が予定より減額したことから、過疎債の起債充当額を増額補正するというものです。その下、3 節の公共住宅改良事業債 2,150 万円は、歳出で補正計上している本通 A 団地 4 号棟の屋根防水改修工事について、公住債の充当を

見込み、増額補正するというものがございます。

6目教育債、1節の近藤小学校校舎増築事業債10万円は、近藤小学校の校舎増築事業費を精査した結果、過疎債の充当額が増える見込みとなったことから増額補正するというものです。その下、3節の鉄道遺産群整備事業債200万円は、当初予算で計上しているニセコエクスプレス外構工事や電気設備復活工事、それから転車台の電気配線交換工事について、過疎債を充当できる見込みとなったことから増額補正するというものです。

8目1節の臨時財政対策債229万1,000円は、国の地方財政対策に伴う臨時財政対策債の額が確定し、発行可能額が増える見込みとなったことから増額するということでございます。

続きまして、ちょっと戻っていただきまして4ページをご覧ください。第2表 地方債補正についてでございます。今ほど歳入で説明いたしました各起債の追加と変更に関する補正を行うというものでございます。まず追加分では鉄道遺産群整備事業債について限度額200万円、起債の方法は証書借入れで、利率は年利2.5%以内、償還の方法は12年以内で、うち据置3年以内。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上げて償還または低利に借換えることができるとしております。次に、変更分については役場庁舎・防災センター整備事業に始まり、以下、次のページにわたって全5事業と、最後に臨時財政対策債まで限度額のみ増額変更としておりますので、後程お確かめいただきたいと存じます。

それから28ページに地方債の現在高に関する調書を添付してございますので、こちらも後程ご確認いただければと思います。

一つ訂正といえますか、改めて報告をさせていただきます。歳出ですが、16ページ、5目文書広報費、10節の印刷製本費12万7,000円。こちらについてちょっと説明の抜け落ちている部分がありましたので改めまして説明します。この印刷製本費12万7,000円は、広報ニセコに地域おこし協力隊の活動内容を紹介するページを10月以降から毎月見開きとして2ページ追加するための費用を補正するというものです。なお、この所要額は財源として特別交付税、この特別交付税は地域おこし協力隊の関連経費として、交付税の10分の10全額を見込むということでございます。改めまして報告を申し上げます。

4ページの地方債については先程申し上げました28ページ地方債の現在高を後程ご覧いただきたいと思っております。

議案の第5号については以上でございます。

引き続き、特別会計でございますが、日程第14、議案第6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算について説明をいたします。

29ページをお開きください。議案第6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。令和3年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算を次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算の歳入が30ページ、31ページは飛ばしまして、32ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

33ページの歳出をご覧ください。下の合計欄でございますが今回の補正額はございません。既存予算中、一般財源が地方債、これは簡易水道事業債でございますが、こちらに振り向けることができたため、一般財源を4,860万円減額し、地方債を同額の4,860万円増額したということでございます。

それでは34ページ、こちらの歳入から説明いたします。3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、こちらは簡易水道事業債に振替ができたため、4,860万円の減額となります。補正後の一般会計繰入金の予算額は5,316万7,000円となります。

35ページ、6款1項町債、1目1節簡易水道事業債は、一般会計繰入金にかわり配水管更新事業で1,700万円、それから水源整備事業で3,160万円、合わせて4,660万円を計上しております。

続いて歳出の36ページでございます。3款1項1目建設改良費の財源内訳について地方債を4,860万円増額し、一般財源を同額減額しているというところでございます。

31ページにお戻りいただきまして、第2表 地方債補正でございますが、今ほど歳入で説明しました起債の変更に関する補正を行うというものでございます。簡易水道事業債について起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。起債の限度額については1億8,710万円に新たに4,860万円を加え、2億3,570万円に変更してございます。

それから、37ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、こちら後程ご覧いただきたいと思います。

議案第6号の説明は以上でございます。

日程第15、議案第7号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算について。

こちら39ページをお開きください。議案第7号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,395万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算の補正の歳入が40ページ、

それから歳出を 41 ページに掲載してございます。

42 ページを飛ばして 44 ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。45 ページは今回の補正額 14 万 5,000 円を記載してございますが、こちらの財源内訳は地方債で 380 万円増額し、一般財源で 365 万 5,000 円を減額しております。

説明の都合上、48 ページをお開きいただきたいと思っております。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、3 節の職員の扶養手当 7 万円及び一般職児童手当 7 万 5,000 円の計上でございます。これは上下水道担当職員の扶養家族が増えたことから、各所要額を増額補正するというものでございます。

それから 49 ページ、3 款 1 項 1 目建設改良費について、地方債を 380 万円増額し、一般財源を同額減額しております。

続いて 46 ページの歳入でございます。46 ページ、4 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 365 万 5,000 円の減額は、歳入歳出均衡に伴う減額補正です。補正後の一般会計繰入金の予算額は 1 億 3,056 万 8,000 円となります。

47 ページ、7 款 1 項町債、1 目 1 節公共下水道事業債の管渠新設整備事業でございますが、この 380 万円の補正計上は 6 月定例議会で補正計上した SDGs 街区の下水道管新設に係る実施測量設計について、財源として過疎債及び下水道債が充当できる見込みとなったことから増額補正するというものでございます。

42 ページにお戻りいただきまして、第 2 表 地方債補正でございます。今ほど歳入で説明しました起債の変更に関する補正を行うというものでございます。公共下水道事業債について起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。起債の限度額については、これまでの 550 万円に 380 万円を加え 930 万円に変更してございます。

それから、最後の 50 ページに地方債の現在高に係る調書が添付されてございますので、こちら後程ご覧いただきたいと存じます。

最後になりますが、別にご用意しました補正予算資料 No.1 でございますが、1 ページ目が今回補正の概要、それから 1 ページ下が補正に伴う全会計の総括表、2 ページから 3 ページに一般会計の歳入歳出内訳、4 ページが一般会計地方債補正の内訳、それから 5 ページが補正の枠組み、6、7 ページが簡易水道及び公共下水道会計の歳入歳出の内訳、地方債補正の内訳、予算の枠組みを掲載しているということでございます。こちらについても後程ご確認をいただければと存じます。

議案第 7 号に関する説明は以上でございます。

これもちまして議案 1 号から 7 号に関する説明を終了させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第 1 号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件から、議案第 7 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの 7 件は、質疑、討論、採決を 9 月 14 日に行うことにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件から、議案第 7 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの 7 件は、質疑、討論、採決を 9 月 14 日に行うことに決しました。

◎日程第 16 発議第 5 号から日程第 17 発議第 6 号

○議長(猪狩一郎君) 日程第 16、発議第 5 号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案の件から、日程第 17、発議第 6 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の件まで、2 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○1 番(篠原正男君) それでは、発議第 5 号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案について、提案理由を読み上げて説明にかえさせていただきます。

全国積雪寒冷地帯振興協議会は、豪雪地帯対策特別措置法の特別措置の期限が令和 4 年 3 月末に期限を迎えることを受け、与党において立ち上げられた豪雪地帯対策に関するプロジェクトチームに豪雪地帯の実情や課題を説明するとともに、特例措置の延長や交付金制度の創設など、法改正に関わる要望を行っております。協議会の会員である本町といたしましても、全国の豪雪地帯と連携し、特別措置の延長や交付金制度の創設などを強く要望していくことが必要であるため、地方自治法第 99 条の規定による意見書を関係機関へ提出しようとするものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 次に、木下裕三君。

○2 番(木下裕三君) 発議第 6 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について、提案理由を読み上げて説明にかえさせていただきます。

農業と観光を主産業とする本町において、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで訪れていた国内外からの観光客が大幅に減少し、本町経済は大きな打撃を受けています。また、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など様々な課題があります。今後はポストコロナを見据え、平常時・災害時を問わない北海道を支える道路基盤を確立し、安定的な物流・人流の確保に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が不可欠と考えます。加えて、豪雪地帯である本町において、除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。しかし、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であるため、地方自治法第 99 条に規定による意見書を関係機関へ提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします

○議長(猪狩一郎君) 提案理由の説明を終わります。

これより、発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案の質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法を改正に関する意見書案は、総務常任委員会に付託することに決しました。

これより、発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の件は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の件は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

◎休会の議決

○議長(猪狩一郎君) お諮りします。

議事の都合により、9月8日から9月13日までの8日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月13日までの8日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(猪狩一郎君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、9月14日の議事日程は当日配付します。
本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)